

公立大学法人青森公立大学教員採用及び昇任規程

平成21年4月1日

規程第62号

改正 平成21年11月規程第145号

改正 平成23年3月規程第13号

改正 平成27年3月規程第15号

改正 平成28年9月規程第21号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）第6条第3項の規定に基づき、青森公立大学の教員職員の採用及び昇任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発議)

第2条 教員職員（教授、准教授及び講師をいう。以下「教員」という。）の採用は、選考により行う。

2 教員の採用及び昇任の選考は、学長が、教育研究審議会の議に基づく教員人事の基本方針に従い、理事長及び部局長（青森公立大学部局長会議規程（平成21年規程第13号）第3条第1項第2号から第6号までに掲げる者をいう。）と協議し、発議する。

(選考)

第3条 教員の採用及び昇任に係る選考は、別に定めるところにより設置する公立大学法人青森公立大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）の議に基づき、理事会が行う。

2 人事委員会は、前項の規定により教員の採用及び昇任に係る選考の審議を行うに当たっては、教育研究審議会（当該審議が法人の経営に関するものであるときは、教育研究審議会及び経営審議会）の意見を徴しなければならない。

3 教育研究審議会は、業績審査委員会の業績審査を踏まえ、採用及び昇任の可否について、理由を付して、学長及び理事長へ意見を述べるものとする。

4 学長及び理事長は、前項の意見を徴した上で、採用及び昇任の予定者を選考する。

(教員の資格)

第3条の2 教員の資格は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第14条から第16条までの規定に従い、次条から第6条までに定めるところによる。

(教授の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授の経歴のある者
- (4) 大学において准教授の経歴があり、担当する分野における教育研究上の業績があると認められる者
- (5) 芸術、体育等の分野を担当する場合にあっては、特殊の技能に秀で、教育の経歴がある者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
(准教授の資格)

第5条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者
- (3) 大学において3年以上助手又はこれに準ずる職員として経歴がある者
- (4) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (5) 研究所等に5年以上在籍し、研究上の業績があると認められる者
- (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者
(講師の資格)

第6条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前2条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者
(業績審査委員会)

第7条 教員採用予定者及び昇任予定者の資格の審査をするため、学部教授会(以下「教授会」という。)に業績審査委員会を設置する。

2 業績審査委員会は、教授会で互選された教員及び学部長が指名する教員で組織する。

3 前項に規定する業績審査委員会の構成員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教授又はこれに準ずる者の採用及び教授への昇任 教授会構成員のうち教授の職にある者で互選された教員2名及び学部長が指名する教員2名
- (2) 准教授又はこれに準ずる者の採用及び准教授への昇任 教授会構成員のうち准教授以上の職にある者で互選された教員2名及び学部長が指名する教員2名
- (3) 講師の採用 教授会構成員で互選された教員2名及び学部長が指名する教員2名

(業績審査委員会の定足数)

第8条 業績審査委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(業績審査委員会の委員長)

第9条 業績審査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 業績審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(業績審査委員会の表決)

第10条 業績審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(募集方法等)

第11条 教員採用予定者に係る募集は、公募又は推薦によるものとする。

- 2 業績審査委員会は、履歴書及び業績目録等の審査のみを行うものとする。
- 3 業績審査委員会は、前項の審査の結果について、業績審査結果報告書に当該採用又は昇任に係る者の履歴書及び業績目録等を添えて、学部長に提出するものとする。
- 4 学部長は、前項の規定により提出された審査の結果を、教育研究審議会に報告するものとする。
- 5 学部長は、第3項の業績審査結果報告書、履歴書及び業績目録等を、第13条の規定による人事委員会の表決の後、教授会構成員に対し1週間以上縦覧に供するものとする。ただし、当該人事委員会の表決においてこれが否決されたときは、この限りでない。

(経過報告等)

第12条 学長及び学部長は、前条第2項の審査の経過について、業績審査委員会から報告を求めることができる。

(表決)

第13条 教員採用及び昇任に関する人事委員会の議事(第11条第4項の規定により報告のあった教員採用予定者又は昇任予定者について、人事委員会が当該採用又は昇任の可否を議決することをいう。)は、投票により行うものとし、有効票の過半数によって決し、可否同数のときは、人事委員会の議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、人事委員会の議長は、議決に加わる権利を有しない。
- 3 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 記載事項の判別ができないもの
- (2) 所定の用紙を用いないもの
- (3) 何ら記載のないもの

- 4 投票は、記名式とする。

(学長への内申)

第14条 人事委員会の長は、教員採用及び昇任の結果を、人事委員会の議事録を添付し学長へ内申するものとする。

(理事会への申出)

第15条 学長は、前条の結果に基づき、教員の採用及び昇任について理事会に諮るも

のとする。

(その他)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、人事委員会の議を経て理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に青森公立大学教員採用及び昇任規程（平成12年7月27日施行）に規定する手続に基づき施行日以後における教員としての採用が決定された者は、この規程に規定する手続に基づき採用が決定された者とみなす。

附 則（平成21年規程第145号）

(施行期日)

この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則（平成23年規程第13号）

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第15号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第21号）

(施行期日)

この規程は、平成28年9月16日から施行する。

公立大学法人青森公立大学事務職員採用規程

平成21年4月1日

規程第64号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）第6条第3項の規定に基づき、青森公立大学の事務職員の採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用の方法)

第2条 事務職員の採用は、競争試験により行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、選考により採用することができるものとする。

(1) 国又は地方公共団体の職員を採用する場合

(2) 法令の規定に基づく免許若しくは資格又はこれに準ずる特別の知識若しくは技能を有する者で、別に定めるところにより設置する青森公立大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）の議に基づき理事長が認めるものを採用する場合

(3) 競争試験を行っても十分な競争者が得られないことが予想される職又は職務若しくは責任の特殊性により職務の遂行能力について競争試験による順位の判定が困難な職で、人事委員会の議に基づき理事長が認めるものに採用する場合

(4) その他人事委員会の議に基づき理事長が認める職に採用する場合

3 前2項の競争試験及び選考においては、採用しようとする者の職務遂行能力の有無を判定するものとし、必要に応じ、筆記試験、面接試験、身体検査その他の方法を用いて行うものとする。

(資格)

第3条 法人は、事務職員の採用に当たり、必要な資格を付すことがある。

(採用の手続)

第4条 事務職員の採用は、事務局長が発議する。

2 前項の採用は、人事委員会の議に基づき、理事会が行う。

3 人事委員会は、前項の規定により事務職員の採用の審議を行うに当たっては、経営審議会の意見を徴しなければならない。

(採用の決定等)

第5条 人事委員会の長は、前条第2項の規定により人事委員会において決定された採用予定者について、その者の採用を理事会に申し出るものとする。

2 人事委員会の長は、前項の採用予定者のほか、必要に応じて採用候補者名簿を作成し、理事会に提出することができる。

(採用候補者名簿)

第6条 理事会は、前条第1項に規定する採用予定者の採用の可否について決定する。

2 理事会は、前項の規定により採用者を決定してもなお欠員が生じる場合は、前条第

2項に規定する採用候補者名簿に登載された者の中から採用者を決定することができる。

(その他)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、人事委員会の議を経て理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。